

○ 香川県警察職員特別褒賞金条例の運用について

(令和3年12月27日付け香監察第181号)

香川県警察職員特別褒賞金条例(昭和43年香川県条例第21号。以下「条例」という。)の制定の趣旨及び運用上の留意事項は、下記のとおりであるから、これを部下職員に周知徹底し、職員の勤務意欲の向上と士気の高揚を図るとともに、その運用の適正を期するよう努められたい。

なお、「香川県警察職員特別ほう賞金条例の制定について」(昭和43年4月5日付け例規香務第265号)は、廃止する。

記

第1 条例制定の趣旨

警察職員(以下「職員」という。)が、犯罪を予防し、鎮圧し、又は犯人を逮捕することは、課せられた職責として当然のことではあるが、これが職務の遂行に当たっては、他の一般公務員の場合に比較して高度な危険性を伴うものである。

特別褒賞金は、このような危険性の高い警察の職務の特殊性に鑑み、職員が危害を加えられ又は災害を被ることを予断できるにもかかわらず、これを顧みることなく職務を遂行したことにより、危害を加えられ、又は災害を被り、そのため死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合において、その行為に功労があると認められるときに職員又はその遺族に授与されるものである。

したがって、条例は、上記に該当する職員に対してその功を賞揚し、労苦に報い、これを慰め、職員及びその家族の不安を軽減して有事に際して将来の生活安定を図り、もって職員が後顧の憂いなく危険な職務遂行に当たっても、果敢にこれを遂行できるよう配慮して制定されたものであり、この制度によって、職員の勤務意欲の向上と、士気の高揚を図ろうとするものである。

第2 運用上の留意事項

1 特別褒賞金の授与要件

(1) 職員がその職務を執行するに際し、社会通念上、生命、身体に危害又は災害を受けることが予断されるにもかかわらず、これを顧みることなくその職務を遂行したものであること。

この場合の「予断」とは、社会通念に照らし、前もって推定されるということであり、この予断と被った危害又は災害との間には、必ずしも時間的な判断余裕について隔たりのあることを要しないものである。

例えば、凶器を持した犯人であることを前もって知りながらこれを逮捕に赴く場合はもちろん、逃走する犯人を追跡中突然隠し持った凶器を持して反抗してくるようなときも当然に該当する。

(2) その職務を遂行したことによるものであること。

職務遂行については、必ずしも厳格な職務遂行中の場合のみを限定するものでなく、例えば、厳正公平、忠実に職務を遂行したことに起因して、その後に至って危害を受けたような場合も含むものである。

(3) その職務の遂行に功労があると認められるときであること。

功労があると認められるときは、その職務行為が成功又は完遂できたかどうかを問うものでなく、結果的にみてその行為が職員の士気の高揚となったような場合に功労があったものと認められる。

しかし、たとえ殉職した場合であっても、それが当該職員の重大な過失に基づくような場合は、功労があるとは認められない。

(4) 以上各号の要件を満たす死亡した者、障害者となった者又は負傷し、若しくは疾病にかかり、治った者であること(療養期間1週間未満の負傷又は疾病を除く。)

2 地方公務員災害補償法との関係

(1) 条例による特別褒賞金が授与される事案である場合においては、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく補償は当然行われることとなる。

(2) 功労の伴わない職務上の死亡又は負傷疾病者については、地方公務員災害補償法に基づく補償はされても、条例による特別褒賞金の授与の対象にはならない。

3 条例の適用事案

条例の適用は、警察法(昭和29年法律第162号)第2条に規定された警察の責務遂行上必要な全ての場合に適用するが、おおむね次のような事案について功労があった場合が考えられる。

(1) 人命の救助又は生命、身体若しくは財産の保護

(2) 犯罪の予防又は鎮圧

(3) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕

(4) 交通の指導取締り

(5) 地震、水害、火災その他の災害又は変事における警戒、防護又は救護

(6) その他条例の適用を必要と認められる事案

4 功労の認定の要件

功労の程度の認定は、特別褒賞金の額に決定的影響を与える条例の基本的事項であるので、上申に当たっては、次の要件を公正に検討しなければならない。

(1) 前提要件

ア 罪質又は事案の重要度

イ 職務遂行の緊急度

ウ 職務執行に対する抵抗の状況

(2) 本質的要件

ア 生命又は身体に対する危険の認識度

イ 職務完遂の状況

ウ 職務遂行の積極度

エ 死傷時の状況

オ 事案解決の社会的要求度

カ 社会的反響及び信頼感高揚度

(3) 付随的要件

ア 勤務成績

イ その他